指定通所リハビリテーションの運営規程

第1条 医療法人秀栄会が開設する岸医院が実施する指定通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態に在る者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定通所 リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当院が実施する指定通所リハビリテーションの従業者は、要支援者・要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
 - 2 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護 状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。
 - 3 指定通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

- 第4条 指定通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
- (1) 名称 医療法人秀栄会岸医院
- (2) 所在地 長野県上田市上丸子328-1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 医師 1人(常勤)

医師は、指定通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、指定通 所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。

- (2) 専従する従業者
 - ①作業療法士(常勤)1名
 - ②看護師 (非常勤)1名
 - ③准看護師 (常勤)1名
 - ④介護職員 (非常勤) 3名
 - ⑤送迎運転手(非常勤)1名

専従する従業者は、他職種連携し指定通所リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

- 第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
 - ① 営業日:月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日、12月29日~1月3日までを除く。
 - ② 営業時間

午前9時~午後6時

③ 電話により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 指定通所リハビリテーションの利用定員は、通常規模(20人)とする。

(指定通所リハビリテーションの内容及び留意事項)

- 第8条 実施する指定通所リハビリテーションは次の通りとする。
 - ① 機能訓練
 - ② 入浴 (一般浴)
 - ③ 食事の提供
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 排泄
 - ⑥ 相談及び援助
 - ⑦ 送迎

通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。

- 1 通所リハビリテーションの提供にあたっては、通所リハビリテーション計画書に基づき、 利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- 2 通所リハビリテーション従事者は、通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁 寧に行うことを旨とし、利用者又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理 解しやすいように説明を行う。
- 3 通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者当に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。

(通常の事業の実施範囲)

第9条 旧丸子町・旧武石村の区域。

(利用料その他の費用の額)

- 第10条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
 - 2 食事サービスを受ける方は、660円の実費が必要となります。
 - 3 オムツ代(リハビリパンツ):1枚につき、200円(別途消費税) 尿取りパット:1枚につき、50円(別途消費税)
 - 4 その他、日常生活で係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。
 - 5 利用者の希望によって上記2~5の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に記名押印を受ける。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

(緊急時等における対応)

第12条 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医・ご家族・居宅介護 支援事業所等への連絡をとり、対応を行います。また、その経過を記録に残します。

(虐待防止のための措置)

- 第13条 当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要措置 を講じます
 - 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者は管理者です。
 - 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置します。
 - 虐待防止のための定期的な研修を実施します。
 - 成年後見制度の利用を支援します。
 - サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を 発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(身体拘束等)

第14条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束の必要性がある場合には、当事業所の医師指示のもとその様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録記載したします。

(非常災害対策)

- 第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び、風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
 - (1) 防火管理者は事業所管理者を当て、火元責任者には事業所看護師を当てる。
 - (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
 - (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
 - (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・・・・年2回
 - ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・・・・・・年1回以上
 - (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者で

なくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容 とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人秀栄会 岸医院が定めるものとする。
- (付則) この規程は、平成16年11月01日から施行する。
- (付則) この規定は、平成18年04月01日から施行する。
- (付則) この規定は、平成27年04月01日から施行する。
- (付則) この規定は、平成30年04月01日から施行する。
- (付則) この規定は、令和3年04月01日から施行する。